

令和4年度タイインバウンド商談会委託業務 業務仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受けて、各国では水際対策や行動制限が課されてきたが、令和3年以降は世界的にワクチン接種が進み、現在では多くの国において入国時の制限が緩和され、海外からの旅行者数は増加に転じている。

県の重点市場であるタイにおいては、コロナ禍においても高い訪日意欲を維持し、6月の訪日旅行再開以降、タイ現地の訪日旅行を扱う旅行会社(以下、「現地旅行会社」という。)では訪日ツアーの造成が進んでいる状況である。

このような状況の中、今まで関係を強化してきた現地旅行会社に対する県内観光事業者等によるセールス活動の機会を確保し、現地旅行会社に向けて三重県の最新情報を提供することで、三重県を含むツアーの造成を働きかけていく必要がある。

このことから、本事業では、現地旅行会社と県内観光事業者等が参加するBtoB商談会を実施し、三重県が行程に含まれる旅行商品造成を促進することで、タイから三重県への誘客につなげることを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和5年3月24日(金)まで

3 ターゲット

訪日旅行に強みを持つ現地旅行会社及び三重県を含むツアー造成に強い関心を持つ現地旅行会社をターゲットとする。

4 業務内容

(1) BtoB 商談会の開催

ア バンコク市内における会場及び設備(マイク・スクリーン等)を確保し、下記の条件において、インバウンド誘客のための商談会を1回以上、企画及び開催すること。

【条件】

- ・商談会は、現地旅行会社と三重県観光事業者等の間で対面とオンラインを併用した方法で行うこと。
- ・現地旅行会社は会場に集合する形で参加することとし、三重県側参加者は同会場に集合し参加する方法と、日本国内の各事業所等からオンラインで参加する方法の2通り(選択式)とすること。
- ・商談会は、令和5年1月10日(火)から2月28日(火)までに開催すること。
- ・商談会は現地旅行会社と三重県側参加者が同数程度参加し、1対1の商談を20分間行うこととする。なお、タイ側、三重県側ともに20社以上が参加し、120件以上の商談を実施すること。
- ・商談会会場は、バンコク市内において、交通の利便性が高く、参加人数を考慮してゆとりのある会場とすること。

- イ 商談会会場において、三重県側参加者ごとに商談ブースを設置すること。また、オンライン商談のブースにおいては、必要なオンライン設備（ＰＣ、外部マイク、電源、ネット回線等）の手配を行うこと。
- ウ ビジネスレベルの通訳者（日本語・タイ語）を、三重県側参加者１社につき１名現地の会場に配置すること。また、事前に通訳者と三重県側参加者が商談内容に関する打合せができるよう調整すること。
- エ 受託者は、商談会の受付・案内・進行（ＭＣ）・連絡調整を行い、商談会が円滑かつ安全に進行できるよう必要なスタッフを配置すること。なお、オンライン商談による参加者においても進行がスムーズに行われるよう配慮すること。
- オ 商談会会場においては、軽食や飲料を配置した休憩スペースを設けること。
- カ 「業務仕様書 ３ ターゲット」に当てはまる現地旅行会社 20 社以上を現地商談会に招待すること。また、三重県と連携し、三重県観光事業者等の募集を行うこと。
- キ 商談形式については事前マッチング形式とし、現地旅行会社及び三重県側参加者のマッチングに係る一切の業務を実施すること。なお、双方のマッチング希望の参考とするため、現地旅行会社及び三重県側参加者の概要資料を作成・翻訳し、双方に共有すること。
- ク 商談会開催にあたって、三重県側及び現地側の参加者に対して事前に説明会を開催すること。
- ケ 商談会開催にあたって、オンラインで参加を行う三重県側参加者に対して事前に通信環境の確認を行うこと。また、商談会当日において、三重県側参加者の接続トラブル時等の問い合わせに対応できるよう、日本語で対応できるスタッフを配置すること。
- コ タイ現地の会場での開催にあたっては、タイ国内における新型コロナウイルス感染症対策に係る規制等を十分に遵守すること。また、タイ国内の新型コロナウイルス感染症の流行状況により、現地会場での開催が困難となった場合は、三重県と協議のうえオンラインにより商談会を実施すること。
- サ 商談会当日の冒頭において、現地旅行会社向けにパワーポイントや動画等を用いて三重県の紹介を行うセミナーを開催することとし、必要な資料を作成すること。
- シ 商談会当日は、三重県職員が１名参加するものとし、中部国際空港－バンコク間の往復航空便を手配すること。
- ス 受託者は、上記以外に、商談会の運営に必要な一切の業務を行うこと。

（２）商談会参加者へのアンケートの実施

- ア 商談会終了後、現地旅行会社及び三重県側参加者双方の参加者それぞれに対してアンケートを実施すること。
なお、アンケートの内容は三重県と協議のうえ、決定すること。

（３）現地旅行会社参加者へのフォローアップの実施

- ア 商談会に参加した現地旅行会社に対してフォローアップを行い、その結果を三重県に報告するとともに、必要に応じて三重県側の各参加者に対してフィードバックを行

うこと。

なお、フォローアップについてはメール等の手段でも可とする。

イ 商談会に参加した現地旅行会社からの問合せに対し、必要な情報提供および三重県との連絡調整を随時行うこと。

5 報告書の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書2部を提出すること。

(1) 報告書記載事項

ア 商談会開催の結果

イ 商談会参加者へのアンケートの結果

ウ 現地旅行会社参加者へのフォローアップの結果

エ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和5年3月24日(金)

(3) 提出先 三重県雇用経済部観光局海外誘客課

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

8 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を

行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合があります。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、パワーポイント・Word・Excel 形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うこと。

(5) 遵守すべき法令等

- ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。
- イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとします。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。

オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 三重県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作

者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

（ア）成果品を侵害のないものに改変すること。

（イ）三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前 2 項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

（7）留意事項

ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

イ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

（ウ）委託者に報告すること。

（エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

ウ 受託者がイの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

エ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

以 上